

相続人代表者指定届出書兼固定資産現所有者申告書 記載事項

下記事項の記載内容にご留意のうえ、「相続人代表者指定届出書兼固定資産現所有者申告書」をご提出ください。

また、この申告により固定資産税の納税義務者が変更されますが、登記簿上の所有権が移転するものではありません。

1 「相続人代表者」と「現所有者」について

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に対して課税されますが、土地または家屋の所有者が死亡し、相続登記（未登記物件にあつては課税台帳の名義変更手続き）が完了していない場合は、1月1日現在でその資産を『現に所有している方（以下、「現所有者」という）』（相続人）に対して課税することとなっています。（地方税法第384条の3、鳴門市税賦課徴収条例第55条の4）

また、『相続人代表者』とは、被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として指定を受けるものです。（地方税法第9条の2第1項）

2 「相続人代表者及び現所有者代表」として申告いただく方の範囲と申告について

「相続人代表者及び現所有者代表」欄は、被相続人の固定資産について相続権を有する方の中で代表になれる方をご記入ください。なお、代表者を決定するにあたっては、相続権を有する全ての方とご協議のうえ決定してください。また、「代表以外の相続人」欄には、代表の方以外の相続権を有する全ての方をご記入ください。

3 相続登記等の状況又は予定について

相続登記がお済みの場合は、「登記完了」の旨ご記入ください。相続登記がお済みでない場合は、今後のご予定についてご記入ください。

なお、相続登記手続きについてご不明な点は徳島地方法務局（088-622-4171）へお問い合わせください。

4 添付書類について

相続人のなかに相続放棄をされた方がいる場合は、「相続放棄申述受理証明書（写し）」を添付してください。なお、相続放棄については徳島家庭裁判所（088-603-0140）へお問い合わせください。

5 口座引落について

次年度以降口座引落を希望される場合、別途お申込みいただくこととなります。なお、現所有者代表になれる方がすでに固定資産税の口座引落を登録されている場合、同じ口座からの引き落としとなりますのでご注意ください。

6 国民健康保険料について

国民健康保険料を鳴門市に納めている方は次年度以降、国民健康保険料に影響する場合があります。
詳しくは保険課（088-684-1130）へお問い合わせください。

提出先・お問い合わせ先

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地
鳴門市役所 企画総務部 税務課 固定資産税担当
TEL 088-684-1131（直通）

マイナンバー（個人番号）の記載について

1 マイナンバー(個人番号)の記載について

相続人代表者指定届出書兼固定資産現所有者申告書記載事項の記入例をご参照いただき、12桁の個人番号を所定の記載欄に記載してください。

2 本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。

① 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料（いずれか1点）	身元確認資料（いずれか1点）
個人番号カード（裏面） 通知カード 住民票（個人番号が記載されたもの）等	個人番号カード（表面） 運転免許証等

※郵送の場合は、番号確認資料及び身元確認資料の写し（コピー）を添付してください。

② 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料の写し（コピー） （いずれか1点）	代理人の身元確認資料 （いずれか1点）	代理権確認資料 （いずれか1点）
個人番号カード（裏面） 通知カード 住民票（個人番号が記載されたもの）等	代理人の個人番号カード（表面） 代理人の運転免許証 代理人の税理士証票 等	税務代理権限証書 ※委任状等

※郵送の場合は、本人の番号確認資料及び代理人の身元確認資料の写し（コピー）を添付してください。

※代理権確認資料については、写し（コピー）ではなく原本の添付をお願いします。

※委任状の様式をお持ちでない場合は、裏面の委任状をご使用ください。

3 その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。

ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により、本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載がないものとして受理いたしますので、予めご了承ください。

委任状

代理人 住 所

氏 名

生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日

委任事項

相続人代表者指定届出及び固定資産現所有者申告における個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号をいう）の提供

上記の者を代理人として上記の事項の権限を委任します。

令和 年 月 日

委任者 住 所

氏 名

印

生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日